

第90号議案

品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

品川区長 濱 野 健

品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

品川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年品川区条例第36号）

の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人および利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は」を、「3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加え、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還または月賦償還」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第14条および第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により災害援護資金の貸付けを受けようとする者に係る保証人および利率について適用し、同日前に生じた災害により災害援護資金の貸付けを受けようとする者に係る保証人および利率については、なお従前の例による。

(説明) 災害援護資金の貸付条件等を見直すほか、規定を整備する必要がある。